

令和6年度第2回建築確認等オンラインセミナー質問・ご意見

内容	回答案
<p>内容というより読まれる方が詰まりすぎて聞き取りにくかった。事前に話す内容を確認する等流暢に話せるようにしていただくと聞き取りやすく助かります。</p>	<p>情報を発信する立場である以上、分かりやすい説明を心がける必要があると考えております。スライドの作り方や話し方など工夫を凝らして情報発信に取り組んでまいります。</p>
<p>法改正後の建築確認申請、省エネ適判の際に、こういった書類、図面等が必要となるのか、もう少し具体的におしえてほしいです。許容応力度計算と仕様規定、省エネ適判を受ける場合と仕様基準で確認する場合の必要書類、図面等の違いなどもよくわからないです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 法改正に関する新たな情報が得られ次第、当センターのホームページ及びメールマガジン等で随時お知らせいたします。 なお、法改正の内容等につきましては、こちらをご確認のうえ参考として頂ければと思います。 住宅：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)</p>
<p>・法改正による住宅の細かい施工方法等のセミナーを希望します。 ・基準法改正のリフォームと長期優良の基準がでたらセミナーを行ってほしいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今後のセミナーにおけるテーマ選定の参考とさせていただきます。</p>